

平成26年3月

都市ガスお客さま各位

若松ガス株式会社

「消費税」の税率引き上げに伴うガス料金の改定について

このたび弊社は消費税の税率が引き上げられることに伴い、ガス料金を変更することとし、東北経済産業局へ供給約款及び選択約款の変更届を行いましたのでお知らせいたします。

今回の変更内容は、平成26年4月より消費税率が現行の「5%」から「8%」に改正されることとなったことに伴い、税率引き上げに伴う経過措置が終了する平成26年5月検針分より下記のとおりガス料金を改定させていただくこととなりました。

弊社といたしましては、今後とも都市ガスの安定供給及び保安の確保並びにお客さまサービスの向上に努めるとともに、業務全般にわたり効率化を進め、公共事業としての使命遂行に全力を傾注してまいり所存でございます。

何卒ご理解賜り、今後も変わらぬご愛顧をいただきますようお願い申し上げます。

【変更の内容】

消費税率の取り扱いについて		3月検針日	4月検針日	5月検針日
		3/1 ▼	4/1 ▼	5/1 ▼
ガス料金		3月分	4月分	5月分
消費税	4月からご使用になるお客さま		8%	8%
	3月以前から継続してご使用いただいているお客さま	5%	5%	8%

お問合せ先：若松ガス株式会社 料金課

TEL 0242-28-1420